平成２７年（フ）第２１５号
神戸市西区王塚台２丁目71番地　コーポみのりⅡ107号
債務者　網本　京子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
兵庫県明石市明南町１丁目１番30―２号、前住所兵庫県明石市小久保６丁目１番地の４フローラルハイツ・ダイキⅢ206号
債務者　清原　　郁（旧姓大槻）
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３４６号
兵庫県姫路市別所町北宿1072番地７、従前の住所兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目71番地２
債務者　松野　哲也（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３９４号
兵庫県姫路市大塩町2206番地120　シティハイツ大塩201号、従前の住所兵庫県姫路市相野911番地１
債務者　北中　敦子
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２９１号
奈良市古市町1697―４　介護の森、住民票上の住所奈良市横井５丁目329番地の１
債務者　室田　英昭
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２９５号
奈良県生駒市東松ヶ丘10番16号
債務者　北條　照子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２９８号
奈良県生駒郡三郷町立野南３丁目10番17号（115号室）
債務者　田中　弘司
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２９９号
奈良県生駒市辻町235番地１　グレースコーポ302
債務者　小川　久代
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１０１号
鳥取県米子市夜見町3035番地21
債務者　松原　光壽
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１１５号
鳥取県米子市西福原７丁目５番61号　レックハウス　クィーンズ・コート202号、住民票上の住所鳥取県境港市財ノ木町704番地２
債務者　荒井　　浩
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１９３号
香川県高松市瓦町１丁目13番地11　ビルド四季302
債務者　田中　延佳
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１８号
香川県高松市香西北町309番地１　テルセーラ高松301
債務者　濵田　雅之
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２３号
大分市向原東２丁目８番21号
債務者　佐藤　美希（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３６２号
大分市大字田尻282番地の１（ＡＺななせ603）
債務者　濵本　真喜（旧姓宇辰）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７６号
宮崎市大坪西２丁目５番22号
債務者　笠岡美智代
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２８７号
宮崎市佐土原町東上那珂14304番地
債務者　河野　智子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係